

建設請負工事における安全・訓練等の 実施に係る特記仕様書

1. 安全・訓練等の実施

請負者は、本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施しなければならない。

- 1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- 2) 本工事内容等の周知徹底
- 3) 土木工事安全施工技術指針の周知徹底
- 4) 本工事における災害対策訓練
- 5) 本工事現場で予想される事故対策
- 6) その他、安全・訓練等として必要な事項

2. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

請負者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3. 安全・訓練等の実施状況の報告

請負者は、安全・訓練等の実施状況を写真等及び活動記録簿を整理し、監督員に報告しなければならない。